

「次世代育成支援対策の推進に関する調査」の調査結果に基づく 所見表示のポイント

総務省山形行政評価事務所

山形行政評価事務所では、全国的な少子化の現状を踏まえ、山形県においても、①出生数が、全国平均の減少を上回る速度で減少していること、②山形県が実施した県民に対するアンケート調査結果においても、仕事と育児の両立可能な環境が整備されていないとする回答が多数みられることなどから、平成 19 年 4 月から 7 月にかけて、山形労働局、山形県、県内 35 市町村、次世代育成支援対策推進センター及び一般事業主（企業）420 社（注）における次世代育成支援対策への関係機関等の取組状況、一般事業主における一般事業主行動計画の策定・実施状況等について調査した。

この結果、次のとおりの状況がみられた。

（注） 県内 35 市町村については、郵送により意識調査を行うとともに（回答率 100%）、山形市、米沢市及び鶴岡市については、実地調査も実施した。また、一般事業主（企業）については、400 社に対し郵送により、20 社については、実地調査により意識調査を実施し、回答率は 52.4%（220 社）となっている。

実 態

1 一般事業主行動計画策定に向けた積極的な勧奨が必要

- ① 山形労働局の啓発は、一度に多数の一般事業主（企業）を対象とする会議等によるものが中心。個別事業主の訪問による啓発は年間約 170 社程度。
- ② 一般事業主（企業）に対する意識調査結果では、次世代育成支援対策推進法について、回答のあった 220 社（うち、中小事業主 179 社）のうち、「名前は知っているが内容は知らない」が 107 社 48.6%（うち、中小事業主 101 社 56.4%）、「名前も内容も知らない」が 48 社 21.8%（うち、中小事業主 46 社 25.7%）と十分に浸透していない。
- ③ 山形労働局への一般事業主行動計画策定・届出件数は 138 件（大事業主 93 件、中小事業主 45 件、平成 18 年度末現在）。中小事業主 45 件は、県内中小事業主（平成 16 年）と考えられる概ね 29,000 社の 0.2% にすぎず、政府全体の目標数値（平成 21 年度目標）の「次世代育成支援に取り組む中小企業の割合 25%」に遠く及ばない。

（注） 常時雇用労働者 301 人以上の企業（大事業主）は、行動計画策定・届出義務があり、300 人以下の企業（中小事業主）は、努力義務。

- ④ 山形労働局及び山形県が個別訪問した中小事業主のうち、行動計画策定・届出に至ったものが 19 社で、同労働局に届出た 45 社の 42.2%。
秋田県では、558 社を複数回個別訪問し、123 社（22.0%）が行動計画策定・届出されており、一般事業主個別訪問による勧奨が有効。
- ⑤ 山形労働局は、山形県及び財団法人 21 世紀職業財団山形事務所とともに、平成 18・19 年度に他の機会利用を含め、中小事業主 1,000 社を個別訪問することとし、重複を避けるため、訪問先を調整。しかし、山形労働局が効果的・効率的な訪問を行うには、i) 常用労働者かつ出産予定者が多い業種の重点化等の配慮がない、ii) 複数回の個別訪問をすることが有効であるが、訪問結果を踏まえた情報交換の取り決めがなく、情報の共有が必要。

- ⑥ 県内 35 市町村による一般事業主行動計画策定のための普及・啓発活動を実施しているのは7市町村(20.0%)で、このうち、実施の際に山形労働局と連携しているとしているのは4市町村。さらに、実地調査した3市でも、山形労働局との連携強化を求める意見がみられた。
- ⑦ 次世代育成支援対策推進センター（以下「支援センター」という。）では、平成16・17 年度に山形労働局と共催による傘下組合の会議における周知にとどまっており、その活動が低調。

2 一般事業主行動計画の推進に向けた勧奨が必要

- ① 山形労働局では、平成 18 年度に、平成 19 年までに行動計画の計画期間が終了する 22 社について、個別訪問しているが、届出時に認定申請予定とした 10 社のうち、平成 19 年 6 月末までに認定を受けたのは 1 社のみ。
- ② 一般事業主(企業)に対する意識調査結果では、行動計画を策定済み、策定中、策定予定としたもので、認定を受ける予定について回答した 54 社のうち、「認定申請予定あり」としたものが 5 社、9.3%にすぎず、一般事業主における認定についての取組意識が乏しい。
「申請予定なし」とした 24 社の理由としては、i)「認定を受けても企業としてのメリットが認められない」9 社、36.0%、ii)「行動計画の目標を達成することが困難」7 社、28.0%、iii)「認定制度があることを知らなかった」3 社、12.0%等となっている。
- ③ 当事務所が実地調査した 20 社の中には、行動計画策定・届出を行ったものの、担当者の退職により、行動計画の存在自体が不明なものが2社みられた。
- ④ 行動計画策定済みの情報は、山形労働局のみが保有。支援センターでは、一般事業主に対するサポートは未実施。実施するには、情報の共有が必要。

山形行政評価事務所では、平成 19 年 10 月5日に山形労働局に対し、次のとおり所見表示を行い、一般事業主（企業）に対する周知・啓発活動、支援方法等に対する改善を求めた。

所見表示（要旨）

1 一般事業主行動計画策定に向けた積極的な勧奨の実施

山形労働局は、山形県、市、支援センター等で協議会を設置する等して、それぞれが保有する情報の共有、各機関の役割分担について検討し、緊密な連携をとって個別一般事業主に対して積極的な勧奨を行うこと

2 一般事業主行動計画の推進に向けた勧奨の実施

- ① 支援センターとの情報の共有化を図り、緊密な連携の下に援助体制を構築し、一般事業主が行動計画に定めた事項の推進に取り組むよう指導・援助を行うこと
- ② 一般事業主に対し、認定基準の情報を提供するとともに、申請可能となるよう個別具体的な援助、認定に伴うメリットを認定一般事業主における具体例を示すなどして理解を求める等により、認定申請を促進すること